

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、国家財政状況を理由として、これまで義務教育費国庫負担制度の対象から教材費等を一般財源化し、平成18年度からは国と地方の財政状況等を踏まえ、国の負担率を2分の1から3分の1に引き下げてきた。今後さらなる義務教育費国庫負担金の減額や義務教育費国庫負担制度そのものの廃止についても論議される可能性がある。

地方財政においても厳しさが増している今、義務教育国庫負担制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月21日

千葉県袖ヶ浦市議会議長 渡辺 盛

内閣総理大臣 様

財 務 大 臣 様

文部科学大臣 様

総 務 大 臣 様